

介護施設等の在り方に関する委員会について

健康保険法等の一部を改正する法律における検討規定

附 則 (検討)

第二条

- 3 政府は、入所者の状態に応じてふさわしいサービスを提供する観点から、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直しを検討するとともに、介護保険施設等の設備及び運営に関する基準並びに利用者負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとともに、地域における適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備の支援に努めるものとする。

介護施設等の在り方に関する委員会

【設置目的】

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第2条に、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直し等を検討することが規定されたことを踏まえ、これらのサービスの基準、報酬等について、今後、介護給付費分科会において審議を行うための基本的な論点の整理等を行うことを目的とする。

【検討事項】

- (1) 介護施設等の基本的な在り方に関する事項
- (2) 介護施設等の入所者に対する医療の提供の在り方に関する事項
- (3) その他

介護施設等の在り方に関する委員会の開催 状況について

○第1回(平成18年9月27日(水))

- ・ 療養病床の再編成について
- ・ 介護施設等のサービスの現状について 等

○第2回(平成18年12月15日(金))

- ・ 我が国における高齢者の住まい等の状況について
- ・ 諸外国の施設・住まい等の状況について 等
(スウェーデン、デンマーク、ドイツについては実地調査報告)

○第3回(平成19年3月開催目途)

- ・ 療養病床アンケート調査結果について(予定) 等

主な介護給付の適正化等①

－ 国・都道府県・市町村における介護給付の適正化等に関する役割 －

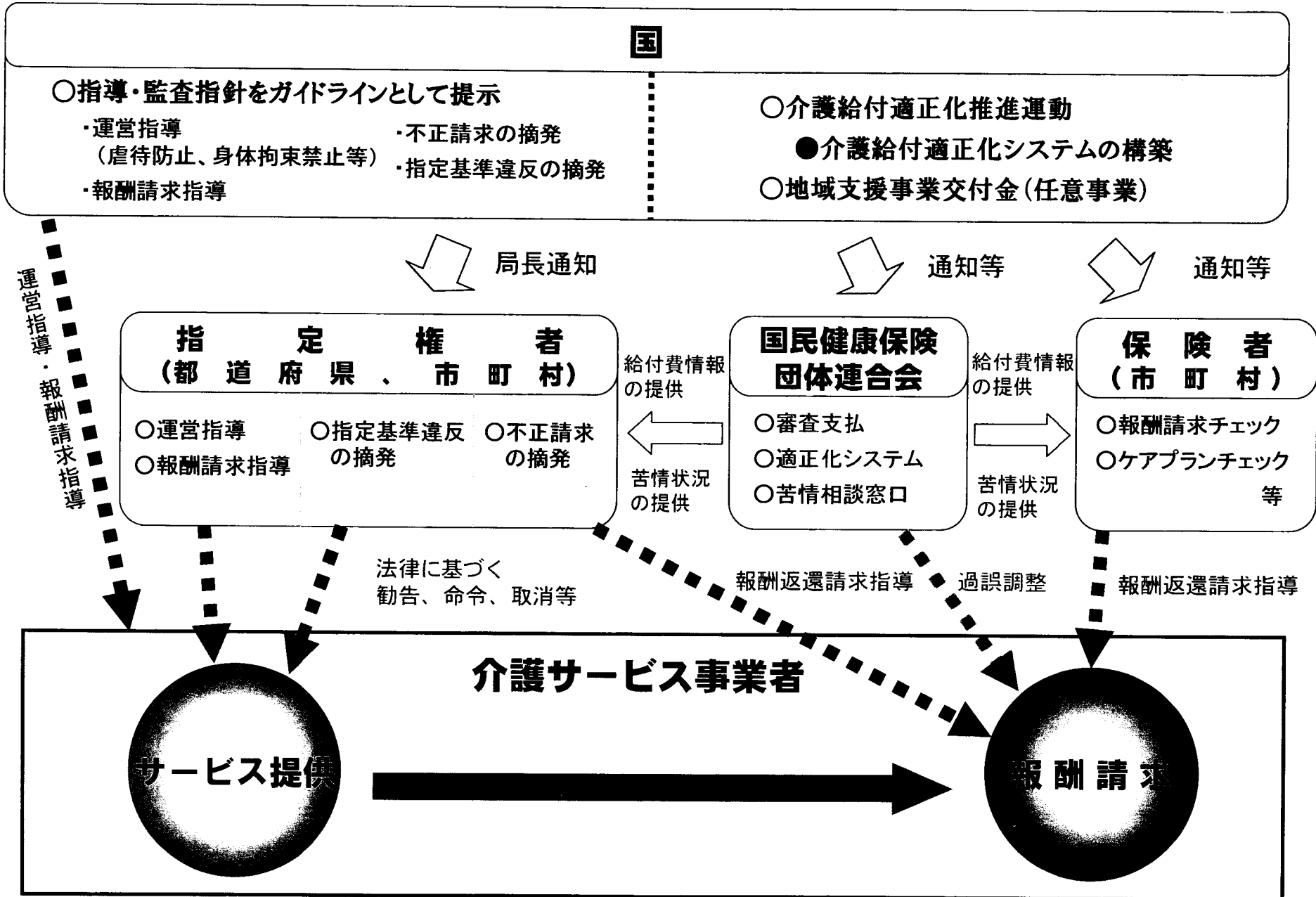
	事業者指定	サービス提供	報酬請求
国	<ul style="list-style-type: none"> ○指定の更新・指定要件チェックのシステム運営 ※H18.4から導入 ○事業者研修の励行 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営指導(虐待防止、身体拘束禁止等) ※都道府県・市町村に対して指導指針・運営指導マニュアルをガイドラインとして提示 ○報酬請求指導 ※都道府県・市町村に対して指導指針・報酬請求指導マニュアルをガイドラインとして提示 ○指定基準違反の摘発 ※都道府県・市町村に対して監査指針をガイドラインとして提示 ○事業者等に対して合同指導として実地指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○不正請求の摘発 ※都道府県・市町村に対して監査指針をガイドラインとして提示 ○介護給付適正化推進運動 ※H16.10から国・都道府県・保険者である市町村と連携して実施 ●介護給付適正化システムの構築 ※H16.2から運用開始 ○地域支援事業交付金(任意事業) ※H18.4に創設。介護給付等費用適正化事業。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ○指定の更新 ※H18.4から指定の更新制を導入 ○指定要件チェック(指定取消等) ※H18.4から指定の欠格事由の追加 ○事業者への事前説明 ○市町村指定事務指導 	<p>指定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営指導(虐待防止、身体拘束禁止等) ※H19.4から指導指針・運営指導マニュアルに基づき実施 ○報酬請求指導 ※H19.4から指導指針・報酬請求指導マニュアルに基づき実施 ○指定基準違反の摘発 ※H19.4から監査指針に基づき実施 	<p>指定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不正請求の摘発 ※H19.4から監査指針に基づき実施 ○介護給付適正化推進運動 ※H16.10から国・都道府県・保険者である市町村と連携して実施 ●介護給付適正化システムの活用 ※H16.2から運用開始
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○指定の更新 ※H18.4から指定の更新制の導入 ○指定要件チェック(指定取消等) ※H18.4から指定の欠格事由の追加 ○事業者への事前説明 	<p>指定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運営指導(虐待防止、身体拘束禁止等) ※H19.4から指導指針・運営指導マニュアルに基づき実施 ○報酬請求指導 ※H19.4から指導指針・報酬請求指導マニュアルに基づき実施 ○指定基準違反の摘発 ※H19.4から監査指針に基づき実施 ○地域支援事業(包括的支援事業) ※H18.4に創設。 総合相談支援事業として苦情相談窓口設置。 	<p>指定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不正請求の摘発 ※H19.4から監査指針に基づき実施 <p>保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護給付適正化推進運動による各適正化事業の実施 (報酬請求チェック・ケアプランチェック等) ※H16.10から国・都道府県・保険者である市町村と連携して実施 ●介護給付適正化システムの活用 ※H16.2から運用開始 ○地域支援事業(任意事業) ※H18.4に創設。介護給付等費用適正化事業
国民健康保険団体連合会		<ul style="list-style-type: none"> ○苦情相談窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ○審査支払 ○適正化システム ○苦情相談窓口

(注)①黒字は指定事務に関するもの ②赤字は指導監督事務に関するもの ③青字は各種適正化事務に関するもの

参考

主な介護給付の適正化等 ②

— サービス提供及び報酬請求に係る指導監督の役割 —



軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

軽度者に係る福祉用具貸与の利用事例調査結果に基づき、その判断方法について、専門家による意見等を踏まえて検討した結果、以下のとおり、その運用を一部見直すことを予定している。

1. 実態調査の分析結果

- 「現行の判断方法では例外給付の対象と判断されないものの、例外的に福祉用具が必要な状態に該当する事例」として都道府県から提出されたものうち、分析可能であった2,825事例について、専門家による分析を行った。

【分析結果】

- 事例に記載されている「身体状況」と利用している福祉用具の機能、福祉用具を必要とする理由を、専門家により臨床的に分析。当該分析の結果、現行の原則要介護認定データによる判断方法に加え、以下のⅠ～Ⅲに類型化される「例外給付の対象とすべき事案」が存在することが確認された。

- Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者
- Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者
- Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者

2. 見直しの方針

- 福祉用具貸与の基本的な枠組みについては変更しないが、上記の分析結果に基づき、例外給付の「判断方法」の運用については、次のとおり、見直すことを予定している（通知改正）。

例外給付の「判断方法」について、現行の要介護認定データに基づく方法を原則としつつも、上記Ⅰ～Ⅲのいずれかに該当する者であることが、

ア 「医師の意見（医学的な所見）」に基づき判断され、

イ サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていることを

ウ 市町村長が「確認」している

ものであれば、例外給付を認める仕組みとする（判断手続きの一部見直し）

3. 今後の進め方

- 2月中 パブリックコメント
- 3月中 通知改正
- 4月 見直し後の新たな取扱い開始

（参考）

表一 種目別件数

	件数
Ⅰ 特殊寝台	2,524
Ⅱ 床ずれ防止用具・体位変換器	78
Ⅲ 移動用リフト	223
合 計	2,825